

平成28年11月29日

地方公共団体名: 滋賀県愛荘町

担当部署: 総合政策課

連絡先 TEL: 0749-42-7684

MAIL: seisaku@town.aisho.lg.jp

執行機関	届出番号	独自利用事務の名称	独自利用事務の対象者	準ずる番号法別表第二の項	保護評価の実施の有無※	評価書番号	保護評価書の名称	保護評価書のURLリンク	委任関係※
1	1	愛荘町福祉医療費助成条例(平成18年愛荘町条例第104号)による医療費の助成に関する事務であって、規則で定めるもの	重度心身障害者(児)	108	2				
1	2	愛荘町福祉医療費助成条例(平成18年愛荘町条例第104号)による医療費の助成に関する事務であって、規則で定めるもの	母子家庭の母子、父子家庭の父子、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦	65	2				
1	3	愛荘町老人福祉医療費助成条例(平成18年愛荘町条例第110号)による医療費の助成に関する事務であって、規則で定めるもの	低所得老人(65歳に達する日の翌日の属する月の翌月から70歳に達する日の翌日の属する月までの間にある者)	94	2				
1	4	愛荘町あんしん子育て医療費助成条例(平成26年愛荘町条例第16号)による医療費の助成に関する事務であって、規則で定めるもの	小中学生(6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している者で、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者)	9	1	18	子どもの医療費助成に関する事務	http://www.ppc.	
1	5	精神障がい者(児)および精神障がい老人の医療費の助成に関する事務であって、町長が別に定めるもの	精神障害者(児)、精神障害老人	108	2				
1	6	重度の心身障がいの状態にある老人等の医療費の助成に関する事務であって、町長が別に定めるもの	重度の心身障害の状態にある老人	108	2				
1	7	愛荘町子育て短期支援事業実施要綱による利用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	養育を受けることが一時的に困難となった児童	116	2				

※備考

・保護評価の実施の有無の欄については、以下該当するものを選び、番号を記載してください。

1: 実施済み / 2: 対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし

・委任関係の欄には、事務処理特例や委任、補助執行等により、根拠規定上の事務実施者と実際の事務実施者が異なる場合、○を記載してください。(委任先が届出主体となること)